



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *84 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
- *85 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅環境課)
- *86 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (出納室)
- 人事委員会規則
- *29 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *30 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *31 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *32 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則
- *33 教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則
- *34 警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則
- *35 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- *36 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
- *37 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- *38 教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- *39 警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
- *40 職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *41 警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *42 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *43 農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則
- *44 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則
- *45 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- *46 義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則
- *47 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正

する規則

- *48 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
- *49 職員の自己啓発等休業に関する規則
- *50 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
- *51 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則
- *52 人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

○ 訓令

- *66 和歌山県消防学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (消防保安課)
- *67 和歌山県防災航空センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (")
- *68 和歌山県立仙溪学園に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (子ども未来課)
- *69 和歌山県子ども・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (障害福祉課)
- *70 企業職員の勤務時間その他勤務条件に関する規程の一部を改正する訓令 (公営企業課)

○ 公営企業管理規程

- *5 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

規 則

和歌山県規則第84号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。)に適用する給料表は、別表第1の2に定めるとおとする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第1の2 (第2条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員現業職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 134,000	円 214,600	円 259,000	円 279,400	円 295,000

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第85号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第9条第2項第6号」を「第9条第2項第9号」に改める。

第14条第2項第3号中「第6条第2項」を「第6条第4項」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

団 地 名 (記号)	申込区分 (○を記入)	住 宅 番 号 ※		判定 (資格調査)
()	一 般	抽 選 番 号	当 せ ん 順 位	※
	優 先	※	※	可否※
	障害者向			

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

様

この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者 (同居人を含む。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

(A) 申込者	住 所 (㊟)	連絡先	自宅・勤務先 () ・その他
	フリガナ		(☎ - -)
	氏 名 (㊟)		携帯 (☎)

(B) 県営住宅へ入居しようとする者	フリガナ	続柄	生年月日	性別	申込者との同居	配偶者の有無	就職した年月	収入の状況	
	氏 名							種別 (○で囲む)	年間所得金額合計
(上 記 申 込 者)		本人	M・T・S・H (年 月 日 歳)	男・女	有・無	年 月	給 与 年 金 そ の 他	円	
			M・T・S・H (年 月 日 歳)	男・女	同居・別居	有・無	年 月	給 与 年 金 そ の 他	
			M・T・S・H (年 月 日 歳)	男・女	同居・別居	有・無	年 月	給 与 年 金 そ の 他	
			M・T・S・H (年 月 日 歳)	男・女	同居・別居	有・無	年 月	給 与 年 金 そ の 他	
			M・T・S・H (年 月 日 歳)	男・女	同居・別居	有・無	年 月	給 与 年 金 そ の 他	
			M・T・S・H (年 月 日 歳)	男・女	同居・別居	有・無	年 月	給 与 年 金 そ の 他	
計算後の月収額		円 (募集のご案内を参照の上、計算してください。)							

(C) 住宅に困っている現況	(1) いま住んでいる住宅の種類 ア 親族の持家 イ 民間賃貸住宅 ウ 社宅・寮 エ 間借り オ その他 ()	(3) 現在の家族構成 人 (本人を含む。) 本人・配偶者・子ども・父・母 兄弟姉妹・その他 ()
(注) あてはまるものに○印をつけ、記入してください。	(2) 申込者・県営住宅に入居しようとする者の中に家屋の所有者が ア いる イ いない (注) アに○印をされた方は、県営住宅入居前に所有権を移転する必要があります。	(4) 住宅に困っている理由 ア 家賃が高い イ 他世帯と同居している ウ 正当な理由による立退きの要求を受けている エ 結婚するため (年 月 予定) オ その他 ()

(D) 世帯の種類	1 高齢者 (60 歳以上の者又は昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者) 2 障害者 (身体・精神・知的) 3 戦傷病者 4 原子爆弾被爆者 5 生活保護被保護者 6 5 年以内の海外引揚者 7 ハンセン病療養所入所者等 8 配偶者からの暴力に係る被害者
(注) あてはまるものに○印をつけてください。	9 高齢者世帯 (申込者本人が 60 歳以上又は昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者であって、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上若しくは昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者又は 18 歳未満の者であること。) 10 母子・父子世帯 11 身体障害者世帯 (1 級から 4 級) 12 身体障害者世帯 (5 級から 6 級) 13 精神障害者世帯 (1 級・2 級) 14 精神障害者世帯 (3 級) 15 知的障害者世帯 (A1・A2・B1) 16 知的障害者世帯 (B2) 17 生活保護世帯 18 戦傷病者世帯 19 原子爆弾被爆者世帯 20 5 年以内の海外引揚者 21 ハンセン病療養所入所者等世帯 22 多子世帯 (18 歳未満の児童を 3 人以上扶養) 23 配偶者からの暴力に係る被害者世帯 24 小学校就学前の子どものいる世帯 25 犯罪被害者等世帯 26 その他 (一般世帯など)

(注) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 現在別居中の方と同居しようとする場合は、(C)住宅に困っている現況の欄 (オその他) に理由と現住所を記入してください。

別記第8号様式中 「 下記の者を県営住宅に同居させた
42号) 第13条第1項の規定により申

いので、和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第
請します。 」

「 下記の者を県営住宅に同居させたいので、和歌山県
42号) 第13条第1項の規定により申請します。
を なお、申請者(同居させようとする者を含む。)が
関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に
たときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約し

営住宅条例(平成9年和歌山県条例第

暴力団員による不当な行為の防止等に に改める。
規定する暴力団員であることが判明し
ます。 」

別記第11号様式中 「 県営住宅の入居者が $\left\{ \begin{array}{l} \text{死亡} \\ \text{退去} \end{array} \right\}$
当該県営住宅に居住いたしたく、下
第42号) 第14条第1項の規定に

したので、当該入居者と同居していた者として引き続き
記のとおり和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例
より入居の承継の承認を申請します。 」

「 県営住宅の入居者が $\left\{ \begin{array}{l} \text{死亡} \\ \text{退去} \end{array} \right\}$ したので、当該入
を 当該県営住宅に居住いたしたく、下記のとおり和歌山
第42号) 第14条第1項の規定により入居の承継の
なお、申請者(同居させようとする者を含む。)が
関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に
たときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約し

居者と同居していた者として引き続き
県営住宅条例(平成9年和歌山県条例
承認を申請します。 に改める。
暴力団員による不当な行為の防止等に
規定する暴力団員であることが判明し
ます。 」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第86号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する
規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正
する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則(平成7年和歌山県

規則第87号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「郵便局を含む。」を削り、同条第3項を
次のように改める。

3 この規則において「各店舗」とは、次に掲げるものを
いう。

- (1) 指定金融機関等(株式会社ゆうちょ銀行を除く。)
にあっては、日本国内で業務を営むすべての店舗(代
理店を除く。))。
- (2) 株式会社ゆうちょ銀行にあっては、県内、滋賀県、
京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県で業務を営むすべ
ての店舗(代理店である郵便局を含む。))。ただし、
自動払込みの方法による歳入金の収納及びマルチペイ
メントネットワーク(和歌山県財務規則第29条の2第1
項に規定するマルチペイメントネットワークをいう。
以下同じ。)を利用した方法による歳入金の収納につ
いては、日本国内で業務を営むすべての店舗(代理店
である郵便局を含む。))とする。

第4条第3項及び第4項中「日本郵政公社」を「株式会社
ゆうちょ銀行」に改める。

第5条中「(日本郵政公社を除く。))」を削り、同条た
だし書中「県外に所在するもの」の次に「及び代理店」を
加える。

第9条及び第10条並びに第12条から第14条までの規定中
「日本郵政公社」を「株式会社ゆうちょ銀行」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第29号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のよ
うに定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会
規則第23号)の一部を次のように改正する。

第6条の2を次のように改める。

(再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

第6条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定
める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、
その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とす
る。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」と
いう。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定に
より採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職
を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)
条例第9条の2

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。） 職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第19条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第9条第2項若しくは第3項又は第10条第2項

(3) 育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。） 育児休業条例第26条第3項

第7条第2項中「、その額に職員」を「その額に職員」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれを」、「相当する額（再任用短時間勤務職員）の次に「、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員」を加える。

第8条第4項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に、「、停職」を「、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、停職」に改める。

第11条第1項第2号中「の規定による管理職手当の支給割合（以下「管理職手当の支給割合」という。）が100分の16」を「別表第1に規定する支給区分が4種」に改める。

第13条第1項第6号中「第6条の2」を「第7条」に、「職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第5条の3第1項」を「育児休業条例第7条第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

第13条第2項第5号中「第6条の2」を「第7条」に、「第5条の3第2項」を「第7条第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

第13条の5第2項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び短時間勤務職員」を加える。

第13条の6第2項中「（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員に限る。）」を削る。

別表第4中

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）第4条第1項の給料表 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）第5条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員
	4号給又は3号給の給料月額を受ける職員
	2号給又は1号給の給料月額を受ける職員
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項の給料表	すべての職員

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員特例条例」という。）第7条第1項の給料表	5号給以上任期付職員7条第3項条例第24条条例第25条用する場合の規定によって適用するむ。）の規定された給ける職員
	4号給又はける職員
	2号給又はける職員
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表	5号給以上任期付研究員第4項（例第23条（例第25条にする場合を規定により適用するむ。）の規定された給ける職員
	4号給又はける職員
	2号給又はける職員
任期付研究員条例第5条第2項の給料表	すべての職

100分の20

100分の15

100分の10

100分の5

を

の号給及び特例条例第（育児休業（育児休業において準を含む。）り読み替え場合を含定により決料月額を受

100分の20

3号給を受

100分の15

1号給を受	100分の10
の号給及び 員条例第5 育児休業条 育児休業条 において準用 含む。)の 読み替えて 場合を含 定により決 料月額を受	100分の20
3号給を受	100分の15
1号給を受	100分の10
員	100分の5

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第28条の5第1項」を「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項」に、「職員にあっては、その額」を「ものにあってはその額」に、「第2条第2項」を「。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附則第3項第3号中「第2条第1項第5号」を「第2条第1項第6号」に改める。

和歌山県人事委員会規則第30号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）

第7条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める

規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

- （1）地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）

条例第9条の2

- （2）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。） 職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第20条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第9条第2項又は第10条第2項

- （3）育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。） 育児休業条例第26条第3項

第8条第1項中「、その額に職員」を「その額に職員」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

第10条第4項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に、「、停職」を「、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、停職」に改める。

第11条の2第2項中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額」を「再任用短時間勤務職員にあってはその額」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

第13条第4項中「、盲学校、ろう学校、養護学校」を「、特別支援学校」に改める。

第14条第1項第6号中「第6条の2」を「第7条」に、「職員」の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第5条の3第1項」を「育児休業条例第7条第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

第14条第2項第5号中「第6条の2」を「第7条」に、「第5条の3第2項」を「第7条第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

第14条の5第2項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び短時間勤務職員」を加える。

第14条の6第2項中「（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員に限る。）」を削る。

別表第4中

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）第4条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員
	4号給又は3号給の給料月額を受ける職員
	2号給又は1号給の給料月額を受ける職員

を

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員特例条例」という。）第7条第1項の給料表	5号給以上の号給及び任期付職員特例条例第7条第3項（育児休業条例第24条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額を受ける職員
	4号給又は3号給を受ける職員
	2号給又は1号給を受ける職員

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
（教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第28条の5第1項」を「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項」に、

「職員にあつては、その額」を「ものにあつてはその額」に、「」第2条第2項」を「。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附則第3項第3号中「第2条第1項第5号」を「第2条第1項第6号」に改める。

3 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成19年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「経過措置基準額に」を「経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に」に改める。

和歌山県人事委員会規則第31号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の3を次のように改める。

（再任用短時間勤務警察官等の給料月額の端数計算）

第5条の3 次の各号に掲げる警察官について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該警察官の給料月額とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された警察官で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務警察官」という。） 条例第8条の2

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条

の規定による短時間勤務をしている警察官 職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第21条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第8条第2項又は第9条第2項

(3) 育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員
育児休業条例第26条第3項

第5条の4第2項中「、その額に職員」を「その額に職員」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、前条第2号に規定する警察官（以下「育児短時間勤務警察官等」という。）にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、前条第3号に規定する警察官（以下「短時間勤務警察官」という。）にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

第6条第4項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に、「又は停職」を「、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は停職」に改める。

第10条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める警察官にあっては、その額」を「再任用短時間勤務警察官にあってはその額」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、育児短時間勤務警察官等にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務警察官にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

第14条第1項第5号中「第6条の2」を「第7条」に、「職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第5条の3第1項」を「育児休業条例第7条第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている警察官

第14条第2項第4号中「第6条の2」を「第7条」に、「第5条の3第2項」を「第7条第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をしている警察官

第14条の2及び第14条の4第1項中「第10条の規定による管理職手当の支給割合が100分の18」を「別表第2の2に規定す

る支給区分が2種」に改める。

第14条の5第2項各号列記以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員」に、「受ける職員」を「受ける警察官」に改める。

第14条の6第1項中「（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員に限る。）」を削る。

別表第4中

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）第4条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員
	4号給又は3号給の給料月額を受ける職員
	2号給又は1号給の給料月額を受ける職員

を

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員特例条例」という。）第7条第1項の給料表	5号給以上の号給及び任期付職員特例条例第7条第3項（育児休業条例第24条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額を受ける職員
	4号給又は3号給を受ける職員
	2号給又は1号給を受ける職員

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第28条の5第1項」を「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された警察官で同項」に、「警察官にあっては、その額」を「ものにあってはその額」に、「第2条第2項」を「。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の

規定による短時間勤務をしている職員にあっては勤務時間
 条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間
 を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞ
 れ」を加える。

附則第3項第3号中「第2条第1項第5号」を「第2条第1項
 第6号」に改める。

- 3 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平
 成19年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のよう
 に改正する。

附則第2項中「経過措置基準額に」を「経過措置基準額
 （地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第1
 10号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定
 する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定によ
 る短時間勤務をしている職員にあっては、当該経過措置基
 準額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和
 歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたそ
 の者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して
 得た数を乗じて得た額）に」に改める。

和歌山県人事委員会規則第32号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部
 を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の
 一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成1
 8年和歌山県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改
 正する。

第1条第3号中「職員の育児休業等に関する条例の一部を
 改正する条例（平成18年和歌山県条例第15号）による改正
 後の職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例
 第9号。以下「育児休業条例」という。）第6条」を「職員
 の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。
 以下「育児休業条例」という。）第8条」に改め、同号エ中
 「法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」
 を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3
 号の次に次の1号を加える。

- (4) 切替日以降に育児休業法第10条第1項に規定する育児
 短時間勤務（次条第1項第4号において「育児短時間勤
 務」という。）を始めた職員

第2条第1項第3号中「第5号」を「第6号」に、「平成18
 年改正育児休業条例」を「、職員の育児休業等に関する条
 例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第15号）」
 に、「又は平成18年改正育児休業条例」を「又は改正公益
 法人派遣条例」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4
 号中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「得た額」

の次に「（その額に1円未満の端数があるときは、その端
 数を切り捨てた額）」を加え、同号を同項第5号とし、同
 項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区
 分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定によ
 る短時間勤務をしている職員 切替日の前日におい
 てその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤
 務時間条例第2条第2項の規定により定められたその
 者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除し
 て得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が
 あるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日におい
 てその者が受けていた給料月額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第33号

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の
 一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規
 則の一部を改正する規則

教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則
 （平成18年和歌山県人事委員会規則第15号）の一部を次の
 ように改正する。

第1条第2号中「職員の育児休業等に関する条例の一部を
 改正する条例（平成18年和歌山県条例第15号。以下「平成
 18年改正育児休業条例」という。）による改正後の職員の
 育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以
 下「育児休業条例」という。）第6条」を「職員の育児休
 業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育
 児休業条例」という。）第8条」に改め、同号オ中「法律
 第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加
 え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号
 の次に次の1号を加える。

- (3) 切替日以降に育児休業法第10条第1項に規定する育児
 短時間勤務（次条第1項第4号において「育児短時間勤
 務」という。）を始めた職員

第2条第1項第3号中「第5号」を「第6号」に、「平成18
 年改正育児休業条例」を「、職員の育児休業等に関する条
 例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第15号）」
 に、「又は平成18年改正育児休業条例」を「又は平成18年
 改正公益法人派遣条例」に改め、同項第5号を同項第6号と
 し、同項第4号中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、
 「得た額」の次に「（その額に1円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てた額)」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第34号

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

警察官の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「職員」を「警察官」に改め、同条第2号中「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第15号）による改正後の職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第6条」を「職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第8条」に改め、同号ウ中「法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 切替日以降に育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（次条第1項第3号において「育児短時間勤務」という。）を始めた警察官

第2条第1項中「警察官給与表」を「警察官給料表」に改め、同項第2号中「第4号」を「第5号」に改め、「改正前の育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第15号）による改正前の育児休業条例」に改め、「又は」の次に「平成18年改正公益法人派遣条例による」を加え、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「改正前の」を「改正条例による改正前の」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、

「得た額」の次に「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる警察官の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている警察官 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる警察官以外の警察官 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第35号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額」を「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあってはその額」に、「」第2条第2項」を「。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「経過措置基準額に」を「経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に」に改める。

和歌山県人事委員会規則第36号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
初任給調整手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「掲げる額」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第37号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第15条第2項」の次に「（職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第19条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）又は第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第12条の2第1項第3号中「、又は」を「、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己

啓発等休業をし、又は」に、「なるとき」を「なるとき。」に改める。

第12条の4第2項中「、又は停職」を「、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は停職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第38号

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第15条の3第2項」の次に「（職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第20条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）又は第28条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第12条の2第1項第3号中「、又は」を「、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は」に、「なるとき」を「なるとき。」に改める。

第12条の4第2項中「、又は停職」を「、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は停職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第39号

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第13条第2項」の次に「（職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第21条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）又は第29条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第12条の2第1項第3号中「、又は」を「、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は」に、「なるとき」を「なるとき。」に改める。

第12条の4第2項中「、又は停職」を「自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は停職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第40号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「掲げる額」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第41号

警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「掲げる額」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条

例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第42号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「読み替えられる」を「読み替えて適用する」に改める。

第2条第1項第2号ア中「第4条第3項」を「第7条第3項（職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第24条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第3号ア中「7号給並びに」を削り、「第5条第4項」の次に「（育児休業条例第23条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第43号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（平成17年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に、「第2条第2項」を「第2条第3項の規定により、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をし

ている職員の勤務を要する日は勤務時間条例第2条第2項の規定により、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員の勤務を要する日は勤務時間条例第2条第4項の規定によりそれぞれ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第44号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「地方公務員の育児休業等に関する法律第9条第1項」を「育児休業法第19条第1項」に改め、同項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同項第8号中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）」を「勤務時間条例」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

(8) 育児休業法第11条に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員として在職した期間から当該期間に算出率（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。）を乗じて得た期間を控除して得た期間

第4条第3項第2号中「第2条第2項」を「第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項」に、「及び同条第

3項」を「及び同条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第45号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「にあっては、その額」を「にあってはその額」に、「）第2条第2項」を「。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加え、同条第1号中「受けるもの」の次に「又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)の適用を受けるもの」を、「再任用職員をいう。）」の次に「又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を加え、同条第4号中「受けるもの」の次に「又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表の適用を受けるもの」を加える。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」の次に「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を加え、同表に次のように加える。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		5,000	6,600	12,800	16,300
-------------------	--	-------	-------	--------	--------

別表第1に備考として次のように加える。

備考

1 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短

時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず5,400円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず6,500円とする。

- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務職員

間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭及び養護教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず5,400円とする。

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」の次に「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を加え、同表に次のように加える。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		5,000	5,400	12,800	16,300
-------------------	--	-------	-------	--------	--------

別表第2に備考として次のように加える。

備考

- 1 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で講師、助教諭及び養護助教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず5,400円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず6,500円とする。
- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭及び養護教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず6,600円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員、同法第17条の規定により短時間勤務をしている職員又は同法第18条第1項に規定する短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第47号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第5条 第2条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

第7条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間に

和歌山県人事委員会規則第46号

義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

義務教育諸学校等の教育職員の教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和47年和歌山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「再任用短時間勤務職員（条例第2条第2項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。）」を「地方公務

おける勤務を命ずることができる場合)

第7条の2 条例第8条第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、第6条第1項第3号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 条例第8条第2項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第8条第2項中「時間において」の次に「育児短時間勤務職員等、」を加え、「条例第2条第2項」を「条例第2条第3項」に、「条例第2条第3項」を「同条第4項」に改め、「場合には」の次に「、育児短時間勤務職員等」を加える。

第10条中「20日に再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数(1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、160時間に条例第2条第2項の規定に基づき定められた再任用短時間勤務職員の勤務時間及び条例第2条第3項の規定に基づき定められた任期付短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た)」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる」に、「」とする」を「とする」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。)

160時間に条例第2条第2項、第3項又は第4項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数

第10条の3第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「第4項」を「第4項第2号」に、「である」を「又は任期付短時間勤務職員である」に改め、同条第4項中「20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休

暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数)(当該)」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(その)」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数

ア 当該年の初日に職員となった場合 20日(当該年の中途において任期が満了することにより退職することとなる場合にあっては、当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数)に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に職員となった場合 アの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

(2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数

第10条の4の次に次の1条を加える。

第10条の5 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

(1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短

時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

第11条中「20日」の次に「（第10条各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数）」を、「残日数（」の次に「当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数とし、」を加え、「日数）」を「日数とする。）」に改める。

第12条第2項中「第10条に規定する1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 育児休業法第10条第1項第1号 4時間

イ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 8時間

(3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(4) 不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 8時間

第13条第3項中「人事委員会の承認を得て」を削る。

第14条に次の3項を加える。

2 前項第4号、第12号、第13号及び第14号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。

3 1日を単位とする第1項第4号、第12号、第13号及び第14号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間を単位として使用した特別休暇のうち、第1項第4号、第12号、第13号及び第14号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(3) 不斉一型短時間勤務職員 8時間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第48号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第36条」に改める。

第7条を削る。

第6条の見出し中「勤務」を「育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務」に改め、同条中「第5条の3第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第1号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に改め、同条第2号に次のように加える。

ウ 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号）第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「育児休業をしている職員の職務復帰」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業その他の人事委員会規則で定める方法）

第4条 条例第3条第4号及び第11条第5号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

第10条を第18条とする。

第9条中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第17条とする。

第8条を第16条とし、第7条の次に次の8条を加える。

（条例第12条の規則で定める日数等）

第8条 条例第12条の人事委員会規則で定める日数は、12日とし、同条の人事委員会規則で定める時間は、16時間とする。

（育児短時間勤務の承認の請求手続）

第9条 条例第13条の人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書は、別記様式のとおりとする。

2 第2条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認の請求及び期間の延長の請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第10条 第5条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第1項第4号中「第5条第1号」とあるのは、「第14条第1号」と読み替えるものとする。

（育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付）

第11条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、職員の任用等に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号）第41条第1項の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合
- (4) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料表の適用範囲）

第12条 次の表の左欄に掲げる給料表を適用する職員の条例第26条第1項の規定に基づく給料表の適用範囲は、それぞれ同表の右欄に掲げる給料表を適用する職員の範囲の例による。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表	研究職給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表（1）	医療職給料表（1）
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表（2）	医療職給料表（2）
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表（3）	医療職給料表（3）

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の級別標準職務）

第13条 次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の条例第26条第2項の規定に基づく職務の級の分類の基準

となる標準的な職務の内容は、それぞれ同表の右欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の職務の級の分類の基準となる標準的な職務の内容の例による。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表	行政職給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表	研究職給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表（1）	医療職給料表（1）
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表（2）	医療職給料表（2）
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表（3）	医療職給料表（3）
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表（1）	教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の高等学校等教育職員給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表	中学校教育職員給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表	警察官給料表

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の調整額)

第14条 前条の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の条例第26条第4項の規定に基づく給料の調整額については、同表の右欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の例による。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額の特例)

第15条 条例別表第1の備考第2項に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号。以下「職員の初任給規則」という。)第2条第9号に規定するⅠ種又は同条第10号に規定するⅡ種の試験の結果に基づき採用された職員とし、Ⅰ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は176,800円、Ⅱ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は151,000円とする。

2 条例別表第2の備考第2項に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給規則第2条第10号に規定するⅡ種の試験の結果に基づき採用された職員とする。

3 条例別表第4のアの備考第2項の人事委員会規則で定めるものは、高等学校又は特別支援学校の教諭又は養護教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するもの及び高等学校又は特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員の職にある者のうち大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は193,700円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は164,300円とする。

4 条例別表第4のイの備考第2項の人事委員会規則で定めるものは、中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職にある者のうち、大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は193,700円、短大卒の学歴免許等の資格を有する者の給料月額は164,300円とし、同表のイの備考第3項の人事委員会規則で定めるものは、教諭又は養護教諭の職にある者のうち、大学卒の学歴免許等の資格を有するものとする。

5 条例別表第5の備考第2項の人事委員会規則で定めるものは、警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第3号)第2条第9号に規定する警察官Aの試験の結果に基づき採用された警察官とする。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式 (第 9 条関係)

育児短時間勤務承認請求書

(任 命 権 者)		請求年月日		年	月	日
様		請求者		所 属		
下記のとおり		育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長		を請求します。 職 名		
				氏 名 ㊞		
1 請求に係る子			2 請求者以外の子の親			
氏 名			氏 名			
続 柄			子との同・別居	☐ 同 居	☐ 別 居	
生 年 月 日	年	月	日生	就業の有無	☐ 有	☐ 無
3 請求の内容	☐ 育児短時間勤務の承認		☐ 育児短時間勤務の期間の延長			
	☐ 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)					
4 請求期間	年		月	日から	年	月 日まで
5 勤務の形態	週 時間勤務					
	(地方公務員の育児休業法第10条第1項 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 第4号 ☐ 第5号 の勤務形態)					
勤務の日 及 び 時 間 帯	月 (: ~ :)	火 (: ~ :)				
	水 (: ~ :)	木 (: ~ :)				
	金 (: ~ :)					
6 既に育児 短時間勤務 をした時間	年		月	日から	年	月 日まで
	年		月	日から	年	月 日まで
7 備 考						

注

- この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものは除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 「7 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 該当する□には√印を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第49号

職員の自己啓発等休業に関する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の自己啓発等休業に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例
(平成19年和歌山県条例第71号。以下「条例」という。)

第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第62条に規定する大学院の課程(同法第68条の2第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学して、その課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第3条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認する必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第4条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(条例第11条第2項の人事委員会規則で定める要件)

第5条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される職員の退職手当に関する条例(昭和37年和歌山県条例第57号。以下「退職手当条例」という。)第8条第4項に規定する人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 自己啓発等休業の期間中の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日(条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあつては、延長された自己啓発等休業の期

間の初日の前日)までに、任命権者が人事委員会の承認を受けたこと。

- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)

又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

- (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(退職手当条例第8条第5項又は第10条の2第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤(退職手当条例第4条第2項に規定する通勤(他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。)をいう。以下同じ。)による傷病若しくは死亡により退職した場合又は退職手当条例第5条第1項に規定する公務上の傷病若しくは死亡(他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。)により退職した場合

イ 法第28条の2第1項の規定により退職した場合(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

エ 退職手当条例第10条の2第4項、第11条第3項又は第16条の規定に該当して退職した場合

- 2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- (1) 法第28条第2項の規定による休職の期間(通勤による傷病又は退職手当条例第5条第1項に規定する公務上の傷病(他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。)により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)

- (2) 法第29条の規定による停職の期間

- (3) 法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をした期間

- (5) 自己啓発等休業をした期間

- (6) 前各号の期間に準ずる期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第50号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改

正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二
一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部
を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成13年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務職員等の給料月額の特例）

第4条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）について、職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）第23条（同条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第5条第3項又は第4項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

第10条中「午後零時15分から午後1時」を「午後零時から午後零時45分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第51号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

特定業務等従事任期付職員研究職給料表	研究職給料表
特定業務等従事任期付職員医療職給料表（1）	医療職給料表（1）
特定業務等従事任期付職員医療職給料表（2）	医療職給料表（2）
特定業務等従事任期付職員医療職給料表（3）	医療職給料表（3）

（特定業務等従事任期付職員の級別標準職務）

第11条 次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の条例第8条第2項の規定に基づく職務の級の分類の基準

特定業務等従事任期付職員行政職給料表	行政職給料表
特定業務等従事任期付職員研究職給料表	研究職給料表
特定業務等従事任期付職員医療職給料表（1）	医療職給料表（1）
特定業務等従事任期付職員医療職給料表（2）	医療職給料表（2）
特定業務等従事任期付職員医療職給料表（3）	医療職給料表（3）

（特定業務等従事任期付職員の給料の調整額）

第12条 前条の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の2条を加える。

（特定業務等短時間勤務職員の給料月額の特例）

第4条の2 条例第9条に規定する特定業務等短時間勤務職員について、同条の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

（育児短時間勤務職員等の給料月額の特例）

第4条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）について、職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）第24条（同条例第25条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第7条第2項若しくは第3項又は第8条第3項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

第10条から第13条までを次のように改める。

（特定業務等従事任期付職員の給料表の適用範囲）

第10条 次の表の左欄に掲げる給料表を適用する特定業務等従事任期付職員（条例第8条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）の同項の規定に基づく給料表の適用範囲は、それぞれ同表の右欄に掲げる給料表を適用する職員の範囲の例による。

となる標準的な職務の内容は、それぞれ同表の右欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の職務の級の分類の基準となる標準的な職務の内容の例による。

員の条例第8条第4項の規定に基づく調整額については、それぞれ同表の右欄に掲げる給料表の適用を受ける職員

の例による。

(特定業務等従事任期付職員の給料月額の設定の特例)

第13条 条例別表第1の備考第2項に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給規則第2条第9号に規定するⅠ種又は同条第10号に規定するⅡ種の試験の結果に基づき採用された職員とし、Ⅰ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は176,800円、Ⅱ種の試験の結果に基づき採用された職員の給料月額は151,000円とする。

2 条例別表第2の備考第2項に規定する人事委員会規則で定めるものは、職員の初任給規則第2条第10号に規定するⅡ種の試験の結果に基づき採用された職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第52号

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

人事委員会の権限の一部を人事委員会の事務局長に委任する規則(昭和27年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第6条第1項」の次に「及び第18条第1項」を加え、同条第13号中メをヨとし、ムをユとし、ミをやとし、マをモとし、ホをメとし、ヘをムとし、フをミとし、ヒをマとし、ハをホとし、ノをへとし、ネをフとし、フの前に次のように加える。

ヒ 職員の自己啓発等休業に関する規則(平成19年和歌山県人事委員会規則第49号)

第2条第13号ヒの前に次のように加える。

ハ 職員の育児休業等に関する規則(平成4年和歌山県人事委員会規則第3号)

第2条第13号中ヌをノとし、ニをネとし、ナをヌとし、トをニとし、テをナとし、ツをトとし、チをテとし、タをツとし、ソをチとし、セをタとし、スをソとし、シをセとし、サをスとし、コをシとし、ケをサとし、クをコとし、キをケとし、カの次に次のように加える。

キ 職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)

ク 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年和歌山県条例第71号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第66号

消 防 保 安 課

和歌山県消防学校

和歌山県消防学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県消防学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県消防学校に勤務する職員の勤務時間に関する規程(平成4年和歌山県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

和歌山県訓令第67号

総 務 部

和歌山県防災航空センター

和歌山県防災航空センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県防災航空センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県防災航空センターに勤務する職員の勤務時間に関する規程(平成8年和歌山県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

和歌山県訓令第68号

福 祉 保 健 部

和歌山県立仙溪学園

和歌山県立仙溪学園に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立仙溪学園に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立仙溪学園に勤務する職員のうち特定の業務に

従事する職員の勤務時間に関する規程（平成8年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

和歌山県訓令第69号

福 祉 保 健 部

和歌山県子ども・障害者相談センター

和歌山県子ども・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県子ども・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県子ども・障害者相談センターに勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（平成7年和歌山県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

和歌山県訓令第70号

商 工 観 光 労 働 部

和歌山県工業用水道管理センター

企業職員の勤務時間その他勤務条件に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

企業職員の勤務時間その他勤務条件に関する規程の一部を改正する訓令

企業職員の勤務時間その他勤務条件に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第2項中「又は高齢者部分休業については職員の高齢者部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第63号）」を「、高齢者部分休業については職員の高齢者部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第63号）又は自己啓発等休業については職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号）」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第5号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び職員の高齢者部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第63号）並びにこれらに基づく人事委員会規則等の適用を受ける者の例による。及び職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）並びにこれらに基づく人事委員会規則等の適用を受ける者の例による」を「、職員の高齢者部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第63号）、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年和歌山県条例第71号）及び職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）並びにこれらに基づく人事委員会規則等の適用を受ける者の例による」に改める。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。